

政令第七十二号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七十六條に次の一号を加える。

八 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の品質管理に係るものに関する事。

第二百三條に次の一号を加える。

六 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の品質管理に係るものに関する事。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。